

令和4年7月10日執行 第26回参議院議員通常選挙 における自宅療養者の特例郵便等投票について

自宅で療養されている方が、外出自粛要請期間中にも選挙権を行使することができるよう、郵便等を用いて投票する制度（特例郵便等投票）が創設されました。

7月10日投票日の第26回参議院議員通常選挙で利用を希望される方は、次の方法で投票できます。

1 特例郵便等投票の対象となる方

投票用紙等の請求時点（下記4のステップ2時点）において、外出自粛要請期間が、**令和4年6月23日(木)から同7月10日(日)まで**の期間にかかると見込まれる方

2 投票できる期間

令和4年6月23日(木)～7月9日(土)

※市区町選挙管理委員会への郵送日数を考慮し、早めに郵送してください。

3 投票する場所

ご自宅などの現存する場所

4 投票手続

ステップ1（投票用紙請求の事前連絡） ※6/22以前から手続可能です

お住まいの市区町選挙管理委員会（選挙人名簿に登録されている必要があります）あて、特例郵便等投票制度を利用したい旨を電話連絡してください。自宅あてに「投票用紙の請求書等」が送付されます。

※県及びお住まいの市区町選管のホームページに「投票用紙の請求書等」を掲載していますので、印刷して入手することもできます。

ステップ2（投票用紙等の請求） ※6/22以前から手続可能です

選挙管理委員会から送致された投票用紙の請求書等について、

- ①請求書に必要事項を記載し、
- ②保健所等から交付された「就業制限通知書」又は「外出自粛要請書」を添付し、
※保健所等から文書が交付されていない場合など、添付ができない場合は、その理由を請求書に付記すれば請求可能
- ③これらを送致用封筒に封入し、更にファスナー付の透明ケース等に封入して、親族・知人等に渡し、ポストに投函を依頼してください。（7月6日(水)17時必着）

ステップ3（特例郵便等投票（投票用紙への記入・郵送））

選挙管理委員会から投票用紙等が送致されますので、6月23日以降に

- ①投票用紙に投票したい立候補者の氏名を記入し、
- ②投票用紙を内封筒に入れて封をし、
- ③内封筒を外封筒に入れて封をしてから、表面に投票を記載した年月日及び記載場所（自宅住所）を記入し、氏名欄に署名をしてください。
- ④外封筒を送致用封筒に入れて封をし、

- ⑤送致用封筒をファスナー付の透明ケース等に封入して、親族・知人等に渡し、透明ケースを消毒後、ポストに投函するよう依頼してください。

5 投票に当たっての注意事項

- (1) 感染拡大防止のため、投票用紙への記入時は、手指を消毒し、マスク、手袋を着用してください。また、透明ケース等の表面を消毒してから投函してください。
 - (2) 自宅でダウンロード・印刷した請求書等を使用して、投票用紙の請求をされる場合、郵送に必要な封筒や透明ケース等はご自分でご用意ください。
 - (3) 特例郵便等投票制度は、郵便等を利用した投票方法になりますので、一連の手続きに5日程度かかることが予想されることから、本制度による投票を希望される場合は、1の事前連絡を早めに行ってください。
- なお、投票用紙等の交付後、外出自粛要請終了後に特例郵便等投票制度によらず、投票所や期日前投票所で投票しようとする場合には、投票用紙等を返還する必要があります。
- (4) 郵送経費は選挙管理委員会が負担しますので、封筒に切手を貼らないでください。
 - (5) 請求や投票の手続について不明なことは、お住まいの市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。（[別添問い合わせ先一覧](#)を参照ください）

【参考：特例郵便等投票のイメージ】

